女性活躍のための働きやすい環境整備支援事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　県の交付する女性活躍のための働きやすい環境整備支援事業費補助金（以下「補助金」という。）については、補助金等交付規則（昭和３２年島根県規則第３２号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

（目的）

第２条　県内企業等における女性活躍推進及び仕事と生活の両立支援に向けた取組を促進するため、女性の就業環境の整備や採用の増加、仕事と生活の両立につながる優良な取組に対して支援することを目的する。

（定義）

第３条　この要綱における用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

1. 中小企業等事業主 　 常時雇用する労働者の数が３００人以下の事業主
2. 小規模企業等事業主　 常時雇用する労働者の数が２０人以下の事業主
3. 中山間地域・離島　　 　島根県中山間地域活性化基本条例（平成１１年島根県条例第２４号）第２条に

基づく中山間地域

（４）一般事業主行動計画 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、次世代育成支援対策

推進法に基づく一般事業主行動計画または両法律に基づく一体型の一般

事業主行動計画

（補助対象事業者及び補助金の額等）

第４条　補助対象事業者、補助対象経費、補助対象事業費額、補助率、補助金の額及び補助期間は別表１のとおりとする。

２　補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

３　当該補助金は、次に掲げる経費によって区分を設け、過去にいずれかの区分で補助金の交付を受けた者は同じ区分で交付を受けることはできない（しまね女性の活躍環境整備支援事業費補助金を含む）。

（１）別表２の「施設・設備等整備費」

（２）別表２の「施設・設備等整備費」以外の経費

４　前項各号の補助を合算した額は、別表１の補助金の額を上限とする。

（交付申請）

第５条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第４条の規定により、交付申請書（様式第１－１号）及び誓約書（様式第１－２号）を知事が別に定める日までに提出しなければならない。

２　補助金の交付を受けようとする者は、前項の補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して交付申請を行わなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（変更等の承認申請）

第６条 補助金の交付決定後に次の各号に掲げる変更等を行おうとする場合には、補助事業者は変更承認申請書（様式第２号）又は中止（廃止）申請書（様式第３号）を提出し、知事の承認を受けなければならない。

（１）別表２に掲げる各区分の経費ごとに、補助金額の２割を超える増減を伴う変更

（２）補助事業の中止又は廃止

（３）その他補助目的の達成に影響を与える変更

（実績報告）

第７条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、規則第１０条の規定により、実績報告書（様式第４号）を知事に提出しなければならない。

２ 提出の時期は、補助事業が完了した日から起算して３０日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の３月末日のいずれか早い日とする。

（事業成果報告）

第８条　補助事業者は、補助事業が完了した年度の翌年度及び翌々年度において、毎年度３月３１日までに事業成果報告書（様式第５号）を知事に提出しなければならない。

（財産の処分）

第９条 補助事業者は、規則第１３条第１項の規定により知事の承認を受けようとするときは、財産処分承認申請書（様式第６号）を知事に提出しなければならない。

２ 規則第１３条第１項第４号の規定により知事が指定する財産は、取得価格又は増加価格が５０万円以上の機械及び重要な器具とする。

３ 補助事業者は、財産（規則第１３条第１項に規定するものに限る。）を処分したことにより収入があったときは、知事が別に定めるところにより当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならない。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定）

第１０条　知事は、第５条第２項ただし書の規定による交付の申請がなされた場合において、補助金の額の確定前に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したときには、補助金の額を確定する際に当該仕入控除税額を減額して補助金の額を確定するものとする。

２ 補助事業者は、補助金の額の確定後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書（様式第７号）を知事に提出しなければならない。

３ 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

（書類の保管）

第１１条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、当該補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後５年間保管しなければならない。

（雑則）

第１２条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付等に関して必要な事項については、知事が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

この要綱は、平成２９年３月１５日から施行する。

この要綱は、平成２９年７月２１日から施行する。

この要綱は、平成３０年３月１５日から施行する。

この要綱は、平成３１年３月７日から施行する。

この要綱は、令和元年６月１０日から施行する。

　 この要綱は、令和２年５月１０日から施行する。

この要綱は、令和２年８月５日から施行する。

この要綱は、令和３年４月１９日から施行する。

別表１（第４条関係）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 補助対象事業者 | 補助対象経費 | 補助対象  事業費額  （税抜き） | 補助率 | 補助金の額 | 補助期間 |
| 次のいずれにも該当すること  ・「しまね女性の活躍応援企業」かつ「しまね子育て応援企業（こっころカンパニー）」で、島根県内に本社のある従業員300人以下の企業等  ・雇用保険適用事業主であること  ・一般事業主行動計画に複数の取組内容が記載されていること | 一般事業主行動計画に記載された数値目標にかかる取組を実施するために必要な経費であって、別表２に掲げる経費のうち、知事が必要かつ適当と認めるもの | 300千円～2,000千円 | 1. 小規模企業等事業主又は主たる事業所を中山間地域・離島に有する中小企業等事業主   ２／３以内   1. ①以外の事業主   １／２以内 | 150千円～1,333千円 | 交付決定の日から３月末まで |

別表２（第４，６条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 補助対象経費 |
| 施設・設備等整備費 | ・施設、設備の工事請負費  ・購入価格５万円以上の物品の購入費 |
| 施設・設備等整備費以外の経費 | ・研修会講師等に係る謝金、旅費(費用弁償部分)　・消耗品費(食糧費は除く)  ・印刷費　・広報料　・事業の実施に係る委託料(工事の設計に係る経費は除く)  ・会場使用料　・研修会等受講料　・その他知事が必要と認める経費(人件費は除く) |